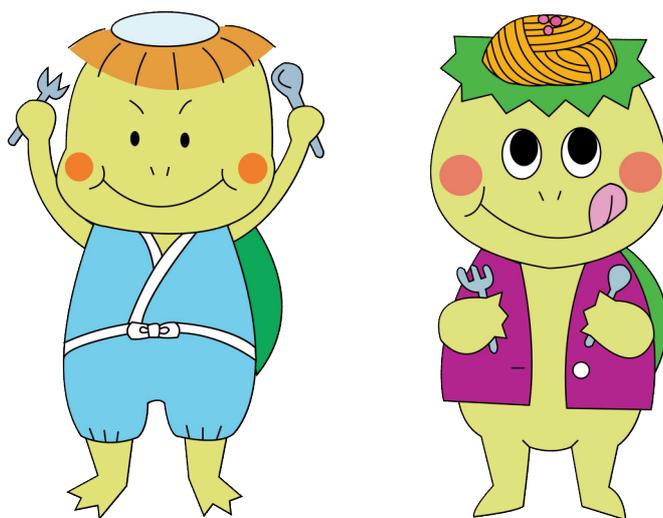




平成29年度（2017年度）実施

福崎町職員採用試験案内



- 試験日 平成29年9月17日（日）
- 試験会場 神戸医療福祉大学
- 受付期間 平成29年7月27日（木）～8月3日（木）

■ 問い合わせ先、受験申込書の請求・提出先 ■

〒679-2280

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町役場 総務課 人事係

☎0790-22-0560（内線222）

1 試験職種・採用予定人員

【 職 種 】	【 採用予定人員 】
(ア) 一 般 行 政 職	2 人 程 度
(イ) 保 健 師	1 人
(ウ) 保 育 教 諭	1 人

* 採用予定人員は変更することがあります。

* 配置転換等により採用時の職種や勤務場所が変わることがあります。

2 受 験 資 格

【 職 種 】	【 受験資格要件 】
(ア) 一般行政職	昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
(イ) 保健師	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は平成30年3月31日までに同免許を取得見込みの人
(ウ) 保育教諭	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する人又は平成30年3月31日までに同資格・同免許の両方を取得見込みの人

※ 次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条に該当する人)

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 福崎町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続・受付期間

申込先	<p>福崎町役場 総務課 人事係 〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1 ☎ (0790) 22-0560 内線 222</p>
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・申込用紙は、福崎町役場総務課で7月6日（木）から交付します。なお、申込用紙を郵便で請求する場合は、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2封筒）を必ず同封してください。 ・受験申込は、申込書に必要な事項を記入のうえ福崎町役場へ提出し、受験票を受領してください。 ・受験申込は、1職種に限ります。また、受付後の職種の変更は認めません。 ・受験申込を郵送する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書在中」と朱書してください。なお、受験票を後日郵送しますので、返送用に82円切手を貼った宛先明記の封筒（長3封筒）を必ず同封してください。試験当日には受験票を必ず持参してください。
受付期間	<p>(持参) 7月27日（木）～8月3日（木） 平日 午前8時30分～午後5時15分（土曜、日曜日は受付できません）</p> <p>(郵送) 7月27日（木）～8月2日（水） 上記の間の消印のあるもの限り受け付けます。</p>

4 試験日・試験会場・合格発表

区分	試験日	試験会場	合格発表
第1次試験	9月17日（日）	<p>神戸医療福祉大学 （JR福崎駅 徒歩25分） 神崎郡福崎町高岡1966-5 ☎ (0790) 22-2620</p>	10月下旬に受験者全員に通知します。
第2次試験	11月中旬	<p>試験会場・試験日は第1次試験結果通知書でお知らせします。</p>	11月下旬に受験者全員に通知します。

※ 第2次試験は、第1次試験合格者のみの受験となります。

5 試験の方法

(1) 第1次試験

種 目	対 象 者	内 容
教養試験	全 職 種	高校卒業程度の一般教養について行います。 (社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)
作文試験	全 職 種	公務員として必要な知識及び表現力について行います。

(2) 第2次試験(第1次試験合格者に対して行います)

種 目	対 象 者	内 容
口述試験	全 職 種	面接等により行います。
適性試験	一般行政職、保健師	職務の遂行に必要な適性について行います。
実技試験	保育教諭	ピアノ演奏実技について行います。

6 給 与

- (1) 初任給 大学卒業者(4年制) 178,200円 程度
短期大学卒業者(2年制) 158,800円 程度
高等学校卒業者 146,100円 程度

注1:平成29年(2017年)4月1日現在の標準的な初任給月額です。

2:本年度の給与改定が実施された場合には、改定後の額となります。

3:経歴その他に応じて加算されることがあります。

- (2) 諸手当 「福崎町一般職の職員の給与に関する条例」の定めにより支給します。

7 そ の 他

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、そのうちからさらに採用前に身体検査等を行い、採用者を決定します。
- (2) 採用は、平成30年4月1日付になる予定です。
- (3) 採用候補者名簿は、確定の日から平成31年3月31日まで有効です。
- (4) 第1次試験の採点は、機械処理をしますので、HBの鉛筆と消しゴムを必ず持参してください。
- (5) 時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限りません。